

News
Letter

RIBLS

立教大学ビジネスロー研究所
〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1
03-3985-4264
http://law.rikkyo.ac.jp/ribls/

Rikkyo Institute for Business Law Studies

第17回 法務研究科特別セミナー

グローバル化する知的財産法制

—— 海外からみた著作権・営業秘密保護のあり方 ——

International Symposium: Promotion of Cross-Border Exchange of Intellectual Assets

■スピーカー

Professor Jacques de Werra (University of Geneva)

Mr. Martin Godel (Embassy of Switzerland)

Ms. He Li (University of Tokyo)

Mr. Takeshi Hishinuma (WIPO)

早川吉尚 教授 (立教大学)

上野達弘 准教授 (立教大学)

横溝大 准教授 (北海道大学)

小島立 准教授 (九州大学)

大野聖二 弁護士 (大野総合法律事務所)

■日時

2007年12月8日(土) 14:00~17:30

■会場

京王プラザホテル 47F あおぞら(同時通訳付)



本セミナーのねらい

第17回法務研究科特別セミナーは、標題の国際シンポジウムを法務研究科院生・OB・OGに開放する形で、「グローバル化する知的財産法制～海外からみた著作権・営業秘密保護のあり方～」なる題目の下で開催された。同国際シンポジウムは "Promotion of Cross Border Exchange of Intellectual Assets" と題されたものであり、ジュネーブに本部を置く WIPO (World Intellectual Property Organization)、ジュネーブ大学、それにわが国の科学研究費補助金・特定領域研究の下での研究プロジェクトである「21世紀におけるわが国の国際取引関係法の透明化と充実化——Doing Cross-border Business with/in Japan のために(日本法の透明化プロジェクト)」により共催されたものであった。また、協力機関として、UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development)、スイスの学術助成団体であるGIAN、

北海道大学COEプロジェクトと並んで、立教大学ビジネスロー研究所も名を連ねた。

グローバル化の進展とともに、現代においては、ある国の知的財産法制のあり方につき、その国に所在する者のみならず、外国所在の者までもが利害関係を有するという状況が拡大している。そうした状況に鑑み、現在、WIPOを中心にスイス企業・日本企業を対象に、スイス・日本・中国の著作権・営業秘密保護の法制のあり方に関するインタビュー・アンケート調査が行われている。本シンポジウムは、この調査の状況を基軸に、わが国の知的財産法制が外国のビジネス・文化関係者からはどのように見られているのか、スイスや中国の知的財産法制はわが国からはどのように見えているのか、そのような視点からの検討を行なうとともに、あわせて、グローバル化にともない発生している国際知的財産法上の様々な問題についての検討を行なうことを目的とするものであった。

スイス側の問題意識

本シンポジウムは、スイス大使館の Godel 氏、及び、ジュネーブ大学の de Werra 教授による Opening Remarks によって開始された。この Opening Remarks において、このようなシンポジウムが何故開催されるに至ったのか、そのスイス側の問題意識というべきものが明らかにされた。

すなわち、知的財産法の世界においては、特許に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約というように、各国に知的財産法の法制整備とその内容のハーモナイゼーションを促すための多国間条約が古くから整えられている。しかし、それら以外の知的財産権、例えば、営業秘密や原産国表示といった問題に関しては、各国の法制は必ずしも平仄を一にしていない。また、特許や著作権といった権利に関しても、ウェブ上での音楽配信など、近年の様々な形での急速な技術革新の影響を受けて、各国法制の調和はより細かなレベルにまで着目すると破られているともいえる。それは、例えば、近時のスイスにおいて、スイス製であることのブランドイメージを確保するための“Swissness”なる新たな概念が確立しつつあるといったことにも現れている。したがって、今まさに、各国の知的財産法制のあり方の比較検討が求められているのであり、また、必要であるのであれば、相手方の法制の不十分な点を積極的に指摘し、改善が求められるべきである。



そうした作業を、現在、Economic Partnership Agreement なる二国間協定の締結作業が進められているスイスと日本との間で行なっていくというのが、本シンポジウムのスイス側のベースとなっているプロジェクトである。

なお、かかるプロジェクトに関しては、後に、その推進の中核となっている WIPO の菱沼氏から、その概要の説明がなされている。すなわち、営業秘密に関する法制、及び、音楽配信を中心とした著作権に関する法制につき、国際的にビジネス展開を行なう多数のスイス企業と日本企業に、相手国の法制、及び、両国企業の取引・投資相手国として急拡大をみせている中国の法制に関して、アンケート・インタビュー調査を実施し、いかなる点が問題と考えられているのか、具体的に明らかにしていこうというプロジェクトである。

日本法の透明化プロジェクト

また、上記の問題意識は、早川教授、小島准教授からの Keynote Speech においても、日本側の問題意識としても再

確認されることとなった。両教授の報告は、現在、2004年から進行中である科学研究費補助金・特定領域研究の下での研究プロジェクト「日本法の透明化」について説明するとともに、その根本にある問題意識を知的財産法制との関係で論ずるといったものであった。すなわち、同プロジェクトのベースは、海外から入手できる日本法に関する情報があまりにも乏しいという問題が、外国からの対日直接投資を躊躇させる原因になる等、日本の競争力を減少させるといった事態を生んでいるという問題意識にある。そして、この問題を少しでも解消するべく、内閣官房主導の日本の法律の英文化とウェブ上での公開という事業と協働する形で、会社法、商取引法、金融取引法、知的財産法、訴訟法、仲裁法、倒産法といった国際ビジネスに関係する私法系の各法分野において、1000を超える重要判例の英文化や英文による法制度の解説を試み、ウェブ上で公開していくという作業が行われている。

もっとも、こうした作業の真の目的はさらに先にある。すなわち、そのように日本法が「透明化」されてこそ、日本法のあり方に対して海外からの直接の批判や問題点の指摘が可能になるのである。そして、こうした海外からの具体的な批判を踏まえてこそ、グローバル化時代に対応可能なあるべき法制度に関する立法提言が可能になるのであり、この点が同プロジェクトの真の目標であるといえる。そのため、同プロジェクトでは、様々な形で海外の団体・機関との間で日本の法制のあり方に関するシンポジウムやワークショップを開催しており、本シンポジウムもその一環に位置付けられることになる。

海外の視点による知的財産法制の批判的検証

もっとも、以上の二つのプロジェクトは双方ともまだ進行中のものであり、具体的な要望に基づいてそれぞれの国の法制度の問題点が整理され、立法提言の形にまで総合されるという段階には、現時点では至っていない。しかし、そうであるとしても、現在まで寄せられている範囲で、そうした要望はどのように整理され、どのように答えられるべきか、シンポジウムの後半3分の2はこの点に割かれ、スイス側からは de Werra 教授、日本側からは上野准教授、横溝准教授、中国側からは Li 氏が、そうした点をコンパクトに纏め、報告した。

また、その後のパネル・ディスカッションでは、上記の報告者に、早川教授、小島准教授、さらに、日本の実務家として弁護士の大野氏がパネリストとして加わり、報告内容に関する討論が行なわれた。その内容については、後日、欧州において報



告書の形で英文で出版されるとのことであり、また、紙幅の関係もあるため、ここでは詳細に関しては割愛する。しかし、パネル・ディスカッションでの議論の成果を大まかに纏めれば、以下になるよう。

第一に、現時点における自国法制の透明化の不足という点である。例えば、スイスのみならず米国からも様々な形で、日本の営業秘密に関する法整備の遅れがこれまで指摘されてきた。しかし、上野准教授の報告にあったように、そうした指摘を受け、営業秘密に関しては裁判手続のあり方を含めた改正作業を、わが国は近年行っている。だが、そうしたわが国の改正自体が外国には伝わっておらず、依然として過去の経験やイメージに基づいた同様の批判が繰り返されているという現実が確実にあるのである。このことの責は、外国の理解不足に求められるべきではなく、わが国の海外への発信の不足にこそ求められるべきであろう。



他方、中国に関しても法制度の不透明さが、しかし、日本とは違った形で問題になっているといえる。すなわち、社会主義国である中国では西側諸国では当然の三権分立の制度が採用されておらず、その余波として、様々な立法を相互に矛盾無く制定するという仕組みが制度的に確保されていない。そのため、ある立法だけみれば可能と思われることでも、実は、背後にある別の立法により現実には不可能とされているという状況が、様々な局面に見出される。実際、パネル・ディスカッションの中ですら、Li氏の報告における中国の法律の説明に対し、別の角度から存在する法規制により結果としてはそのような帰結にならないのではないかといった指摘がパネリストから寄せられるといったシーンがあった。そうした「不透明さ」を意図的に利用しようというのであれば別段、そうでないのであれば、世界最大の投資対象国である中国にも、今や「透明化」が求められているといえる。

第二に、各国の法制や法制に対するニーズは、それぞれの国の産業構造や社会構造を色濃く反映しているということである。スイスが、何故、それほどまでに営業秘密の保護にこだわるのか、日本からは一見理解し難い面がある。しかし、スイスにおける主要な産業の一つが化学や製薬といったものであり、そうした産業においては、新たな発明について、特許を取るよりも営業秘密として秘匿しておいた方が企業戦略上望ましいという面がある。これに対し、自動車などの機械的な製造業を中心とした日本においては、特許を取ることが当然の企業戦略と考えられており、営業秘密の保護を拡大することに大きなインセンティブがない(この点は、スイスの中でも、時計や精密機械といった分野の企業では同様のよう

である)。そして、こうした産業や社会の構造の違いが、法制の違いや法制に対するニーズの違いとして現れているのである。



問題は、各国企業の活動が自国内で閉じている時代であれば別段、経済がグローバル化された現代においては、そうした法制に対する固有のニーズを、重要な市場が位置する外国においても及ぼしたいという要請がどうしても生じざるを得ないということである。そうした要請を感情論的に拒絶することは容易い。しかし、いまや自国の経済活動(労働者の雇用も含む)を支えているのは自国企業だけではなく外国企業も同様であり、そうした立法ニーズを無視しきれない時代になっている。また、新たなニーズを汲み取った最新の立法には、将来の自国の産業構造の変化に対応する、あるいは、変化を促すという側面がある。まさに、海外からの要望対し、謙虚に耳を傾けるべき時代になっているのである。

第三に、しかし、そうはいつても実際には、海外からの立法ニーズ、あるいは、海外からの直接投資を拡大させるようなグローバルな視点にたった立法ニーズは、現在の各国の現実の立法過程に乗りにくい。すなわち、少なくとも日本においては、立法のプロセスに実質的に関与が可能なアクターが、歴史的な経緯により、ドメスティックな主体に限られていることが多い。逆に言えば、外国企業からの要望がわが国の立法過程に乗ることには一定の限界があり、そのことが日本の立法の国際化、国際的競争力の低下にまでつながっていると見える。

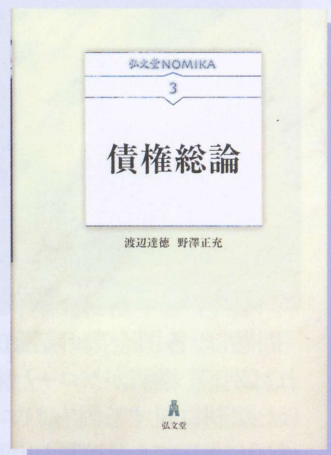
しかし、経済がグローバル化された現代において、わが国のビジネス法制がわが国企業のためだけに存在しているわけではないことは明らかである。現在の立法過程に対する点検をも含めて、わが国の抱える課題は大きいといえよう。

おわりに

シンポジウム終了後、パネリストの一人である大野氏の所属法律事務所の後援により、シンポジウム参加者(研究者、弁護士、企業法務など多方面からの参加があった)をも含めたレセプション・パーティーが開催された。

シンポジウムの内容のレベルという点に加え、(同時通訳は付いているものの)ほとんどが英語で行なわれたシンポジウムであったため、シンポジウムに参加した立教大学法務研究科の院生には、かなりの緊張が強いられたようであった。しかし、パーティーの席上となると、談笑を交えて、報告者やパネリストの方々に質問や意見交換がなされるシーンが散見された。

所員新刊紹介



渡辺達徳・野澤正充
「債権総論」
(2007年11月 弘文堂)

立教大学ビジネスロー研究所 所員 (ABC順)

所長	角 紀代恵 (法学部教授、民法)	松井 秀征 (法務研究科・法学部准教授、商法)
所員	浅妻 章如 (法学部准教授、租税法)	村松 幹二 (駒澤大学准教授、法と経済学)
	淡路 剛久 (早稲田大学教授、民法)	中川 晶比兒 (現代GP知財PC、経済法)
	舟田 正之 (法学部教授、経済法)	野澤 正充 (法務研究科教授、民法)
	濱野 亮 (法学部教授、法社会学)	奥野 寿 (法学部准教授、労働法)
	橋本 博之 (慶応大学教授、行政法)	坂本 雅士 (経済学部准教授、税務会計)
	早川 吉尚 (法務研究科・法学部教授、国際私法)	高橋 美加 (法学部准教授、商法)
	石川 淳 (社会学部准教授、労務管理)	溜箭 将之 (法学部准教授、英米法)
	伊沢 和平 (法学部教授、商法)	東條 吉純 (法学部教授、国際経済法)
	小林 憲太郎 (法学部准教授、刑法)	上野 達弘 (法学部准教授、知的財産法)

編集後記

12月の国際シンポジウムは、パネリストはもちろんフロアにも国内外から多数の方においでいただき、大きな成果を上げることができました。この場を借りて御礼申し上げます。(U)